

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（埼玉県条例第三十八号）（人権・男女共同参画課）

### 一 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

### 二 内容

- (一) 設備の基準
- (二) 運営の基準
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和六年四月一日